



市 章

大津市公報

平成31年3月25日
号外(第10号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 5 大津市吏員退隠料、遺族扶助料臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第4条の2第1項の年金たる給付等を定める規則を廃止する規則..... 1
- 6 大津市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 7 大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 8 大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 9 大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 10 大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 11 大津市仰木ふれあい広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 12 大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 13 大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則..... 3
- 14 大津市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則..... 4
- 15 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4
- 16 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4

訓 令

- 1 大津市常備人退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金支給条例付則第2項に基く控除率を定める規程の廃止..... 5

規 則

大津市吏員退隠料、遺族扶助料臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第4条の2第1項の年金たる給付等を定める規則を廃止する規則を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第5号

大津市吏員退隠料、遺族扶助料臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第4条の2第1項の年金たる給付等を定める規則を廃止する規則

大津市吏員退隠料、遺族扶助料臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第4条の2第1項の年金たる給付等を定める規則(昭和55年規則第50号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の大津市吏員退隠料、遺族扶助料臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第4条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の規定は、大津市吏員退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金条例等を廃止する条例(平成31年条例第3号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた大津市吏員退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金支給条例(昭和8年条例第9号)の規定による遺族扶助料の支給を受ける者(大津市吏員退隠料、遺族扶助料臨時特例条例等の一部を改正する条例(昭和51年条例第32号)付則第4条の2の規定の適用を受ける者に限る。)については、なおその効力を有する。

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第6号

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則(平成19年規則第117号)の一部を次のように改正する。
第3条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第7号

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民会館の管理運営に関する規則(昭和50年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表第2項の表中「120円」を「130円」に、「2,580円」を「2,620円」に改め、別表第3項の表中「2,580円」を「2,620円」に、「510円」を「520円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る附帯設備、器具等の利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る附帯設備、器具等の利用料金については、なお従前の例による。

大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第8号

大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則(平成10年規則第72号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削る。

別表中「100円」を「110円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る附帯設備の利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る附帯設備の利用料金については、なお従前の例による。

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第9号

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則(平成13年規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表照明の部中「1,050円」を「1,070円」に、「100円」を「110円」に改め、同項の表音響・映像の部場内拡声装置の項中「4,200円」を「4,270円」に改め、同部モニタースピーカーの項中「320円」を「330円」に改め、同部はね返りスピーカーの項、ダイナミックマイクロホンの項及びワイヤレスマイクロホンの項中「520円」を「530円」に改め、同部O・H・Pの項を削り、同部カセットテープデッキの項及びCDプレーヤーの項中「320円」を「330円」に改め、別表第1項の表能楽用備品の部中「3,670円」を「3,740円」に、「100円」を「110円」に、「1,890円」を「1,920円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「950円」を「960円」に、「780円」を「800円」に、「360円」を「370円」に改め、同項の表その他の部中「1,570円」を「1,600円」に、「520円」を「530円」に、「100円」を「110円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1項の表音響・映像の部O・H・Pの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る附帯設備の利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る附帯設備の利用料金については、なお従前の例による。

大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第10号

大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則(昭和62年規則第11号)の一部を次のように改正する。
第4条中「100円」を「110円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

大津市仰木ふれあい広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第11号

大津市仰木ふれあい広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市仰木ふれあい広場の管理運営に関する規則(平成16年規則第8号)の一部を次のように改正する。
第4条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第12号

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則(昭和60年規則第25号)の一部を次のように改正する。
別表中「510」を「520」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る備品の利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る備品の利用料金については、なお従前の例による。

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。
平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第13号

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則
大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則(平成22年規則第79号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「100分の108」を「100分の110」に、「100分の8」を「100分の10」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
 - 2 改正後の第3条の規定は、平成31年10月分以後の市場施設使用料について適用し、同年9月分以前の市場施設使用料については、なお従前の例による。
-

大津市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第14号

大津市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

大津市自転車駐車場条例施行規則(昭和55年規則第7号)の一部を次のように改正する。

「 「 「

第4条の表中	100円	を	110円	に、	1,000円	を
	210円		220円		2,100円	

」 」 」

「

1,100円	に改める。
2,200円	

」

附 則

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 改正後の第4条の規定は、この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)以後に交付する回数駐車券について適用する。
- 施行日前に交付した改正前の大津市自転車駐車場条例施行規則第4条の規定に基づく回数駐車券は、なお効力を有する。

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第15号

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「1,540円」を「1,570円」に、「7,710円」を「7,850円」に、「12,340円」を「12,570円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「15,420円」を「15,710円」に、「24,680円」を「25,140円」に改め、別表第2第2項の表中「1,020円」を「1,040円」に、「7,710円」を「7,850円」に改める。

附 則

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)以後に発行する回数駐車券及びプリペイドカードについて適用する。
- 施行日前に発行した改正前の大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則第5条第1項の規定に基づく回数駐車券及びプリペイドカードは、なお効力を有する。

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第16号

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,540円」を「1,570円」に、「7,710円」を「7,850円」に、「12,340円」を「12,570円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「15,420円」を「15,710円」に、「24,680円」を「25,140円」に改め、別表第2項の表中「1,020円」を「1,040円」に、「7,710円」を「7,850円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)以後に発行する回数駐車券等について適用する。
- 3 施行日前に発行した改正前の道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則第4条第1項の規定に基づく回数駐車券等は、なお効力を有する。

訓 令**大津市訓令第1号**

大津市常備人退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金支給条例付則第2項に基く控除率を定める規程(昭和30年訓令第3号)は、廃止する。

平成31年3月25日

大津市長 越 直 美

附 則

- 1 この訓令は、平成31年3月25日から施行する。
- 2 この訓令による廃止前の大津市常備人退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金支給条例付則第2項に基く控除率を定める規程の規定は、大津市吏員退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金条例等を廃止する条例(平成31年条例第3号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた大津市常備人退隠料、遺族扶助料、退職給与金、死亡給与金支給条例(昭和30年条例第7号)の規定による退隠料、遺族扶助料、退職給与金又は死亡給与金の支給を受ける者(同条例付則第2項の規定の適用を受ける者に限る。)については、なおその効力を有する。